

香取市空き家財道具等処分等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空家にある家財道具等の処分、運搬、清掃等（以下「処分等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 香取市空き家バンク実施要綱（平成27年香取市告示第177号）第2条第3号に規定する空き家バンクに登録予定の物件をいう。
- (2) 家財道具等 空家において、使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具等をいう。
- (3) 市内業者 市内に本店、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において、居住の用途に供するため家財道具等の処分等を行う者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 空き家バンクへの物件の登録を予定している者であって、家財道具等の処分等を行う権限を有しているもの
- (2) 補助金の交付を申請した日の属する年度の市長が定める期日までに家財道具等の処分等が完了する者
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して2年以上空き家バンクへ物件を登録する意思がある者
- (4) 補助金の交付を申請した日において、市税の滞納がない者
- (5) 過去に本補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次に掲げる経費とする。

（1） 家財道具等の処分運搬を一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている

市内業者に委託する経費

（2） 遺品整理作業、ハウスクリーニング、排水管清掃等を市内業者に委

託する経費

（3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、家財道具等の処分等に要した費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とし、10万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条第1項第3号の規定により提出する書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 空家の所有者を確認することができる書類

（2） 誓約書兼同意書（別記様式）

（3） 補助対象者が市から賦課されている市税に滞納がないことを証する書類（未納のないことの証明書等）

（4） 補助対象経費の根拠が確認できる書類（見積書等）

（5） 現況写真

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条第2号の規定により提出する書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 支払証拠書類（領収書の写し）

（2） 契約書又は請書の写し

（3） 家財道具等の処分等を行った完了写真

- (4) 家財道具等の処分先が確認できる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。